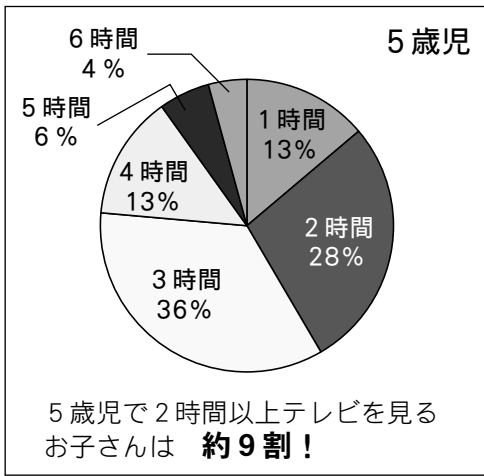
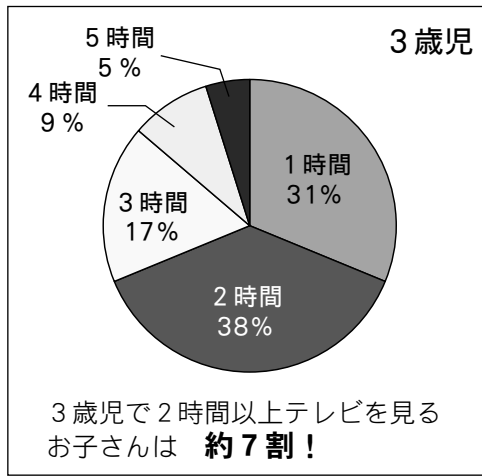




# 子どもとテレビの上手なつき合い方

南部町の3歳児・5歳児の状況から

「ご家庭のテレビ(ビデオ)の視聴時間はどのくらいですか？」



上のグラフは、昨年町で実施した3歳児健診、5歳児健診のアンケート結果です。

普段、家でテレビ(ビデオを含む)を見ている時間をまとめてみます。その結果を見ると、2時間以上テレビを見る子どもは3歳児で約7割、5歳児では約9割です。年齢が大きくなるにつれて、テレビ(ビデオ)の視聴時間が長くなる傾向にあります。

**テレビは適切な刺激なのでしょうか?**

テレビを見ているときの子どもは、とてもいい子にしているように見えます。しかし、テレビの内容を分かって見ているのでしょうか。

乳幼児は、情報を選別したり、意味を理解する力が十分に発達していません。乳幼児にとってテレビとは、映像と音の刺激で時間を

やり過ごしているだけのものなのです。

テレビの前でじっとしているのも、ただ受身的に与えられる刺激に身を任せている状態といえます。

**テレビでコミュニケーションの力は育てられる?**

コミュニケーション力の土台は、人との関わり、とくに家族による語りかけ、スキンシップ、一対一での遊びによって育ちます。

テレビづけの子どもは、コミュニケーションのやりとりがないので、「言葉がでない」「呼んでも振り向かない」「指さしをしない」など、言語の理解が十分にできなかったり、社会性が発達しない子どもに育ちます。

テレビの見せすぎには注意しましょう。

すこやかに育つ子どものために  
テレビと上手につき合うためのポイント

- ① テレビを見る時間を決めましょう
- ② 授乳や食事中はテレビを付けないようにしましょう
- ③ テレビはつけっぱなしにせず、見たら消しましょう
- ④ 子どもと向かい合って遊びましょう(テレビを見せる時は、番組を選び、保護者も一緒に歌ったり、子どもに声をかけましょう)
- ⑤ テレビの情報より、実体験を大切にしましょう

昨年12月から、「町内一斉ノーテレビデー」キャンペーンを実施しています。(広報なんぶ1月号参照)この機会に、家庭でのテレビの見方を見直してみしましょう。

# 平成20年 4 月から

こう き こう れい しゃ い りょう

# 後期高齢者医療制度が始まります

75歳以上または、65歳以上で一定の障がいがある方を対象に、新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。現在の老人保健制度と平成20年4月から始まる後期高齢者医療制度の違いを一覧にしました。

	平成20年3月まで 老人保健制度	平成20年4月から 後期高齢者医療制度
対象者 (被保険者)	75歳以上の方全員 (一定の障がいのある方は65歳以上)	75歳以上の方全員 (一定の障がいのある方は65歳以上)
医療保険	国民健康保険、被用者保険（健康保険組合、共済組合など）に加入	後期高齢者医療制度に加入 ※ 現在加入中の国民健康保険、被用者保険から脱退します（被用者保険の被扶養者だった人も脱退となります）
保険証	加入している医療保険から世帯に1枚、または、1人に1枚交付	後期高齢者医療の保険証が1人に1枚交付
医療機関を受診する場合	老人医療受給者証と健康保険証の2枚を提示	後期高齢者医療の保険証を1枚提示
医療費の負担割合	1割（現役並み所得者は3割）	1割（現役並み所得者は3割）
受けられる給付	高額医療費、補装具の償還払い、外来・入院の給付など	老人保健制度と変わりありません ※ 新たに高額医療・高額介護合算制度が設けられます
保険料	それぞれが加入する医療保険に保険料を納めます。被用者保険の被扶養者は保険料の負担はありません	鳥取県内統一の保険料率で計算され、被保険者全員が保険料納めます。（原則として年金天引き）被用者保険の被扶養者だった人も保険料を納めます
手続きの窓口	南部町役場健康福祉課	南部町役場健康福祉課

※ 被用者保険の被扶養者  
だった人は

これまで、被用者保険の被扶養者だった人や低所得者は、保険料の軽減措置を受けることができます。

※ 高額医療・高額介護合算制度  
とはどんな制度？

これまで医療保険と介護保険、それぞれに自己負担限度額が設けられていました。しかし、医療保険と介護保険を両方を利用することが多く、自己負担額が高額となってしまう場合があります。

このため、医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、両方の年間の自己負担額を合算して、一定の限度額を超えた場合、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」が創設されます。

